生駒市人権施策に関する 基本計画(第2次)(案)

平成 31 (2019) 年 3 月 生 駒 市

目 次

第 1 章	ಠ 基本的な考え方	1
1	人権施策に関する動向	1
2	基本計画策定の趣旨	3
3	基本計画の性格	4
4	計画の基本理念	4
5	計画の体系	6
第2章	5 人権施策の推進方向	7
1	人権教育・啓発の推進	7
2	相談・支援の充実	9
3	ボランティア活動への支援1	1
第3章	5 分野別人権施策の推進12	2
1	女性1	2
2	子ども1	4
3	高齢者1	6
4	障がい者1	8
5	同和問題2	0
6	在日外国人2	2
7	感染症等2	3
8	インターネット等による人権侵害2	5
9	LGBTなどの性的少数者2	7
10	さまざまた人権問題 2	7

第4章	基本計画の推進	*
1	推進体制	*
2	関係機関・団体との連携	*
3	フォローアップ	*



基本的な考え方

1 人権施策に関する動向

21世紀は「人権の世紀」といわれています。20世紀において、人類は2度にわたる世界大戦を経験し、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になっています。こうしたことから、各種人権関係条約の採択や国際年の設定など人権確立に向けた取り組みが行われています。以下主な動向を記載しました。

(1) 人権に関する国際的な状況 ―――

- ・昭和23(1948)年12月10日、国際連合(以下「国連」という。)総会において「世界人権宣言」が採択
- ・昭和 41(1966)年「国際人権規約」が国連総会で採択され、日本は昭和54(1979) 年批准

((A 規約社会権規約人権に関する多国間条約である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、B 規約自由権規約 市民的及び政治的権利に関する国際規約)

上記の各種の宣言などによって、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める 動きが国際的に広がってきました。

また、人権教育のための決議や計画の策定が以下のとおり図られています。

- ・平成6(1994)年「人権教育のための国連10年」の国連決議
- 平成 16 (2004) 年「人権教育のための世界計画」の国連決議による継承

第一段階(平成 17 (2005)年~5年間):初等・中等学校制度における人権教育の

推進

第二段階(平成22(2010)年~5年間):高等教育のための人権教育と教育者、

公務員、法執行官、軍関係者の人権教育

の推進

第三段階(平成27(2015)年~5年間):メディア専門家、ジャーナリストへの

人権教育の推進期間中

(2) 国の取り組み ——

- ・平成9(1997)年7月「人権教育のための国連10年」の決議をふまえ、「人権教育に関する国内行動計画」を策定
- ・平成 12(2000)年 12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定
- ・平成 14(2002) 年3月「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定。

〇主な人権関係法の整備や改正

- ・平成12(2000)年11月「児童虐待の防止等に関する法律」が制定
- ・平成 13(2001)年9月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定
- ・平成17(2005)年10月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に 関する法律」が制定
- ・平成25(2013)年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定
- ・平成28(2016年)年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消推進法」)の制定
- 同 12 月「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

(3) 県の取り組み ----

- ・平成9(1997)年3月「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」を公布
- ・ 平成 13 (2001) 年3月「人権教育推進プラン (学校教育編)」を策定
- ・ 平成 14 (2002) 年3月「人権教育推進プラン(社会教育編)」を策定
- ・ 平成 16(2004) 年3月「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定
- ・平成20(2008)年2月「人権教育の推進についての基本方針」を策定
- ・ 平成 31(2019) 年 3 月「奈良県人権施策に関する基本計画」改定予定

(4) 生駒市の取り組み -----

- ・平成6(1994)年12月「生駒市人権擁護に関する条例」を策定
- ・平成 13(2001) 年8月「人権教育のための国連 10年」生駒市行動計画を策定
- ・平成 17(2005)年12月「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定
- ・ 平成31(2019)年3月「第2次牛駒市人権施策に関する基本計画」策定予定

| 2 基本計画策定の趣旨

生駒市人権施策に関する基本計画策定にあたり、基本的人権の尊重、近年の人権をめぐる動向、現状および課題をふまえます。

(1) 基本的人権の尊重 -----

日本国憲法では、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障しています。

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利です。

(2) 現状及び課題 -----

国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、 人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視し た雇用問題、外国人への偏見や差別などが社会問題化しています。

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐 にわたり、生駒市においても現実に発生しています。

近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNS等を利用した誹謗中傷や性的少数者などの、新たな人権問題も生じています。

人権問題は、人権意識が市民の中に定着していないことから発生するものであり、 人権教育及び人権啓発の推進が必要です。

急激に変化する社会的背景や国・県の動向や、生駒市総合計画等の上位計画、「地域 共生社会」の考え方を踏まえ、人権教育及び人権啓発を、地域でのあらゆる機会を通じ て、総合的かつ効果的に行うため、「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定します。

■3 基本計画の性格

生駒市人権施策に関する基本計画策定にあたり、6つの性格を踏まえます。

- ① 「生駒市人権擁護に関する条例」を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策の方向性を示し、個別の人権施策の方向性を明らかにし、様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ② 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「奈良県人権施策に関する基本計画(見直中)」の趣旨を生駒市の人権施策に反映させます。
- ③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第5条に対応する計画と位置付けます。
- ④ 本市の上位計画である「生駒市総合計画(見直中)」との整合性を図ります。
- ⑤ 本計画の期間は、平成 31 (2019) 年度から平成 40 (2028) 年度までの 10 か年とします。
- ⑥ 人権啓発、人権教育、人材育成及び各人権施策分野ごとに成果目標を設定します。

4 計画の基本理念

生駒市人権施策に関する基本計画では、旧計画の基本的な考え方を踏襲し、「地域共生社会」の考え方をふまえ、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちをめざします。

[基本理念]



生駒市人権施策に関する基本計画(旧計画)では、女性、男性、子ども、高齢者、 障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、 多様な文化や価値観、個性を共に認め合うこと、人権が市民の一人ひとりの思考や行 動の価値基準として根差すことを目指してきました。 本計画では、現行計画の基本的な考え方は踏襲しながら、以下の3つの視点を踏まえて、人権尊重のまちづくりを目指します。

- ① 毎月 11 日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の 人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を実施し ており、新たな人権問題にも対応し、今後も市民一人ひとりが人権意識の高揚を目 指します。
- ② 効果的な人権教育・啓発の実施、人権侵害の潜在化に対する状況把握、迅速な対応ができる体制の整備を行います。
- ③ 「地域共生社会」の考え方を踏まえ、市民が日ごろの生活の中で地域の問題に関心を持ち、支え合い、理解し合いお互いを尊重し合うまちの実現に向け、人権意識の高揚を促進します。

5計画の体系

計画の基本理念をふまえ、以下の3つの人権施策の推進方向のもと、分野別人権施策の推進を図ります。

基本理念

豊かな人権文化の創造ながり、多様性を認め合い、個人が尊重される共生

(1) 人権施策の推進方向

- 人権教育・啓発の推進(学校教育、社会教育)追加検討:家庭教育、地域での交流促進(高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など)企業に対する啓発(パワハラ、マタハラなど)
- 相談・支援の充実 追加検討:相談体制の充実(総合相談体制、人材の 育成・確保)
- ボランティア活動への支援



(2) 分野別人権施策の推進

- 〇 女性
- 子ども
- 〇 高齢者
- 障がい者
- 〇 同和問題
- 〇 在日外国人
- 〇 感染症等
- インターネット等による人権侵害
- O LGBTなどの性的少数者
- さまざまな人権問題



人権施策の推進方向

1 人権教育・啓発の推進

現状と課題

人権の意識を身につけていくためには、学校において、児童、生徒の発達段階に応じて、社会性や豊かな人間性を育む教育が実施されることが必要です。また、社会教育においては、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおけるあらゆる機会に、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

人権に関する市民意識調査によると、「人権」ということについて「非常に身近に感じる」と「身近に感じる」をあわせた"身近に感じる"の割合が38.8%と前回調査に比べ、8.3 ポイント増加しており、人権に関する意識が高くなっています。

一方で、最近1年間で人権問題の講演会や研修会に参加したことがない人の割合が42.0%と前々回調査に比べ、12.6ポイント減少しており、市民の人権問題に対する関心度が、理解への積極的な行動につながっていない状態であり、より効果的な啓発活動を展開することが必要です。

人権に関する市民意識調査によると、人権が尊重される社会を実現するために重要な取組について「保育所・幼稚園・学校での人権教育を充実する」の割合が 46.8%と最も高く、次いで「幼児期から思いやりの心をはぐくむなど、家庭における教育を充実する」の割合が 44.8%となっており、人権教育においては、幼いころから園や学校、家庭での教育への期待が高くなっています。また、人権学習を深めるための重要な支援について「学校等教育の場で当事者の話を聞いたり交流を深める」の割合が 54.1%と最も高く、次いで「学習講座や場の提供を充実する」の割合が 24.6%、「身近な地域で話が聞けるように出前講座を開催する」の割合が 23.3%となっており、当事者との交流や学習の場を求める市民が多くなっています。

市では、人権教育図書の配布、伝え合う力の育成事業などで児童生徒への人権教育を進めるとともに、市民を対象とした人権講演会や研修会等の開催、地区懇談会を通じて、幅広く人権学習の機会を設けています。

今後も、幼いころから人権教育や様々な立場の人々との交流等の機会を通じて人権 尊重意識を高めていくことが必要です。 また、市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が日常生活の中にいきづく、豊かな人権感覚を育んでいくための人権啓発を効果的に行っていくことが重要です。

方向性

争未石

	内容	担当課
ナイノ	. F	***課

| 2 相談・支援の充実

現状と課題

人権相談及び被害者の支援については、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など個別の人権課題ごとに国や県、市自治体等に相談窓口が設けられ、必要に応じて支援策が講じられていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

人権に関する市民意識調査によると、「ここ5年ぐらいの間に、自分の人権が侵害されたと思う」の割合が 14.3%となっており、その内容は「働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた」の割合が 39.8%と最も高く、「うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした」の割合が 30.9%、「責任や義務のないことをやらされた」の割合が 12.6%となっています。そのときの対処法は「だまってがまんした(特になにもしなかった)」の割合が 49.7%と最も高くなっており、一人で悩みを抱え込んでいる状況もうかがえます。

現在、本市では人権に関わる各種相談窓口を設けており、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、国際化に伴う外国人に対する相談、若者のニート、ひきこもりや就労に関する相談など専門的な相談窓口の充実に努めています。

また、多様化する人権相談について市の人権に関する相談窓口の担当課が連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう連絡調整会議を設置しています。

今後、さまざまな機会や広報媒体を活用して、相談窓口や相談活動の周知を図ることが必要です。また、社会情勢の変化に伴い、相談内容はさまざまな要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題が生じており、今後は総合的な相談・支援が重要となります。

さらに、個々の相談窓口では対応が困難な場合などは適切な専門的な相談機関へ円滑につなげられるよう、各種相談機関の連携強化が必要であるとともに、相談窓口の専門性、信頼性の向上を図るため、相談員の研修等を充実し、資質の向上を図ることが必要です。

方向性

内容	担当課	
	***課	

■3 ボランティア活動への支援

現状と課題

ボランティア活動は、社会福祉活動の分野のみならず保健・医療、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流・協力、人権擁護等さまざまな分野にわたり、 子どもから高齢者までの幅広い世代の人々が参加するようになってきています。

これらの活動の多くは、現代社会のかかえる諸問題に対して自発的に行われており、 人権の尊重と大きなかかわりをもっています。

人権に関する市民意識調査によると、人権問題で関心があるものは、「子どもに関する問題」の割合が56.4%と最も高く、「高齢者に関する問題」の割合が55.1%、「インターネットを悪用した人権侵害に関する問題」の割合が54.7%、「女性に関する問題」の割合が47.9%、「プライバシー保護に関する問題」の割合が47.1%となっています。

今までに参加した人権問題の講演会や研修会としては「参加したことはない」の割合が56.2%と最も高く、「学校やPTAがおこなったもの」の割合が21.9%、「職場での研修会」の割合が18.6%となっています。

また、この1年間に参加した人権問題の講演会や研修会としては「職場での研修会」の割合が25.1%、「学校やPTAがおこなったもの」の割合が14.1%と前回調査に比べ、割合が高くなっており、人権問題に対する市民の関心の高まりがうかがえます。

本市では、人権に係わるさまざまなボランティアが活動しており、子どもや高齢者、 外国人、障害者などの生活支援、人権擁護等に関わる活動の水深に努めています。

今後、人権施策の推進にあたっては、行政だけではなく、市民や企業、団体、マスメディア、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めることが必要です。

方向性

内容	担当課	
	***課	



分野別人権施策の推進

1 女性

現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実は「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などでさまざまな差別を生む原因となっています。

国においては「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の法整備が進められ、男女平等や女性のあらゆる分野での活躍を講じています。

人権に関する市民意識調査によると、「女性に関する問題」に関心がある人の割合が47.9%、身近にある人の割合が24.8%と前回調査に比べ、それぞれ23.9ポイント、16.6ポイント増加しており女性問題についての関心が高くなっています。

また、女性に関する人権問題ついて、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「雇用、昇進、昇給などで男女が差別されること」の割合が 31.0%、「「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があること」の割合が 25.7%、「女性の社会進出のための支援制度の不備」の割合が 24.6%となっています。

本市では、平成27年に男女が互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、「DV防止基本計画」を含む男女共同参画計画を策定しています。性別にとらわれることなく、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、講座の開催、情報の収集・提供、相談、交流の場の提供という事業を実施し、審議会等への女性の参加促進を行っています。

市民の「女性に関する問題」への関心は大幅に増加していますが、家庭・職場・地域など社会のさまざまな場面において、性別による固定的な役割分担意識や男女が平等でないという意識が根強く残っています。男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されているなか、性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取

り組みを一層推進していくことが求められています。

方向性

内容	担当課	
	***課	

2 子ども

現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。いじめや児童虐待、不登校や引きこもり、子どもの貧困など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

本市においては、全国的に少子高齢化が進行する中、年少人口(O~14歳)が減少傾向にあるとともに、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのため、 子育て環境の変化に対応し、平成27年に「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を 策定し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制を構築しています。

人権に関する市民意識調査によると、「子どもに関する問題」に関心がある人の割合が 56.4%、身近にある人の割合が 28.5%と前回調査に比べ、それぞれ 17.9 ポイント、14.0 ポイント増加しており、子ども問題についての関心が高くなっています。

また、子どもに関する人権問題ついて、特に問題があると思うことは、「子ども同士のいじめ」の割合が51.8%「親による子どもの体罰・虐待」の割合が43.3%、「子どもの貧困問題」の割合が29.9%、「成績や学歴だけで判断すること」の割合が24.5%、「学校での教師による体罰や差別的な扱い」10.8%、となっています

また、「学校でいじめられたり、仲間はずれにされたりした」 16~19 歳の割合が6割となっています。

本市では、いじめ対策会議において、学校、家庭及び地域社会が連携し児童・生徒 のこころの指導の推進を図り、いじめのない明るく健やかな成長に寄与するよう対策 を講じています。

今後、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、地域社会 全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するととも に、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために相談・支援体制の充 実が必要です。

また、子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが課題です。



内容	担当課
	***課

3 高齢者

現状と課題

我が国の高齢化は急速に進行し、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

本市においても平成 29 年 10 月 1 日現在で高齢化率が 26.8%となっており、今後も少子高齢化が急速に進展すると予測されています。また、高齢者数の増加にともない、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等、支援が必要とする高齢者が増加しており、高齢者の自立を支える地域全体での支援体制の構築や、高齢者の権利を擁護する体制の充実が求められています。さらに、高齢者虐待等の高齢者の人権を侵害する問題においては、早期発見、早期対応の推進や地域と連携した高齢者を見守る体制を構築することが必要です。

人権に関する市民意識調査によると、「高齢者に関する問題」に関心がある人の割合が 55.1%、身近にある人の割合が 40.7%と前回調査に比べ、それぞれ 8.1 ポイント、15.5 ポイント増加しており、高齢者の問題についての関心が高くなっています。

また、高齢者に関する人権問題ついて、特に問題があると思うことは、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」の割合が44.1%、「経済的に自立が困難なこと」の割合が27.3%、「近所や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること」の割合が27.0%、「悪徳商法の被害が多いこと」の割合が25.9%となっています。

本市では、平成 27 年には、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、高齢者がいきいきと元気に安全・安心に暮らせるよう、「生駒市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者の健康づくりと介護予防・生活支援の推進、生きがいづくりや社会参加の促進、認知症施策と高齢者の権利擁護の推進、介護サービスの充実など高齢者全般にわたる施策の推進に努めています。

今後も、高齢者が健康でいきいきと暮らすためには、地域で活躍できる場を確保するとともに、適切な情報提供を実施することが必要となります。

すべての高齢者を地域全体で支える仕組みを確立するとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

方向性

内容	担当課	
	***課	

4 障がい者

現状と課題

国においては、「障害者権利条約」(平成26年)を締結しました。同条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」(平成28年)が施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められています。

また、障がい者雇用においても障がい者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」等、 障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。また、「障 害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」 (平成 24 年)により、障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求めら れています。

人権に関する市民意識調査によると、「障がいのある人に関する問題」に関心がある 人の割合が 44.5%、身近にある人の割合が 23.7%と前回調査に比べ、それぞれ 16.4 ポイント、12.2 ポイント増加しており、障がいのある人の問題についての関心が高 くなっています。

また、障がいのある人に関する人権問題ついて、特に問題があると思うことは、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が59.2%、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をともなうこと」の割合が33.6%、「就職、職場での生活で不利益を受けること」の割合が26.5%、「障がいのある人の意見や行動が軽視されること」の割合が13.7%、「差別的な発言や落書きなどをすること」、「障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと」の割合が11.3%となっています。

また、精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じる人は 76.4%となっており、障がいに対する理解が十分でない状況もうかがえます。

本市では、平成30年3月に第5期「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者福祉全般の取り組みの推進に努めています。その中で、「権利擁護支援センター」において成年後見制度等の制度や事業に対する相談等に対応したり、障がい者就労に対する支援、ハード面におきましては、市内の生涯学習施設や公園施設など公共施設のバリアフリー化など様々な取り組みを進めています。

今後も、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、障がいのある 人への理解の促進、偏見や差別意識の解消が必要となります。また、生活の場として、 就労支援の充実や福祉サービスの充実等、障がいのある人が地域で暮らせる体制づく りや、切れ目のない支援体制の構築が必要となります。

方向性

内容	担当課	
	***課	

| 5 | 同和問題

現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別されるというわが国固有の、重大な人権問題です。

国においては、同和対策の早期解決に向けて、「同和対策事業特別措置法」(昭和 44年)が制定され、その後も 33年間生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。平成 28年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることを鑑み、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

人権に関する市民意識調査によると、「同和問題に関する問題」に関心がある人の割合が25.9%、身近にある人の割合が23.7%と前回調査に比べ、それぞれ16.4ポイント、12.2ポイント増加しており、人権の問題についての関心が高くなっています。一方、「同和問題について」特に理解を深めたいと思う人の割合は6.1%と前回調査に比べ、10.8ポイント減少しています。この1年間に「同和問題について」の講演会や研修会参加した人の割合も18.3%と前回調査と比べ減少しており、十分な理解につながっていない状況もうかがえます。

また、同和問題に関する人権問題ついて、特に問題があると思うことは、「差別的な言動やうわさ話」の割合が 26.9%、「「結婚問題での周囲の反対」の割合が 20.0%、「同和地区への居住の敬遠」の割合が 14.9%、「インターネットを悪用した差別書き込みや差別文書の掲載」が 14.1%、「就職・職場での差別、不利な扱い」の割合が 14.0%、「生活環境上の問題(住環境の未整備)」の割合が 2.7%、「特に問題と思うことはない」の割合が 11.4%となっています。

本市では、「人権侵害の救済に関する法律」の制定に向けて取り組んでいるとともに、 インターネット上での啓発活動や人権意識の高揚を図るための交流事業に努めていま す。

今後も、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題に関する正 しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが 求められます。

方向性

内容	担当課	
	***課	

6 在日外国人

現状と課題

外国人住民の滞在の長期化、定住化に伴い、日常生活の中で、外国人と地域社会とのかかわりが深くなり、外国人との交流活動が活発化しています。一方で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否など、異文化を十分に理解できないことによる差別行為があります。近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなどの問題も起こっており、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。

人権に関する市民意識調査によると、「在日外国人に関する問題」に関心がある人の割合が30.7%、身近にある人の割合が11.0%と前回調査に比べ、それぞれ17.7ポイント、6.8ポイント増加しており、在日外国人の問題についての関心が高くなっています。

在日外国人の人権問題について特に問題があることは「外国の生活習慣や文化、宗教などの違いへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」の割合が33.6%、「差別的な発言(ヘイトスピーチ等)や行為などをすること」の割合が24.6%、「言語の違いによって十分な情報が得られないこと」の割合が23.5%、「年金や医療保険などの社会保障が十分でないこと」の割合が12.9%、「地方参政権が認められていないこと」の割合が8.0%、となっています。

本市では、市民と外国人が交流を深め、理解し合うことを目的に「国際化ボランティアの登録制度の実施やホームページ等による外国人にもわかりやすい情報提供、日本語学習支援、国際化担当窓口の設置などに努めています。

今後も国際化が進んでいくことが予測され、異なる文化、習慣及び価値観を互いに 認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実 現や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めていきます。

方向性

11 12 1	内容	担当課
作成中	キスト	***課

7 感染症等

現状と課題

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、エイズ患者や HIV 感染者への 正しい知識や理解の不足から、偏見や差別意識が生まれ、医療施設や介護施設における診療・入所拒否のほか、就職拒否や職場解雇など社会生活の様々な場面で人権問題 が生じています。

その中でも性感染症、特にHIV感染症については、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことが重要であり、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要です。また、検査による早期発見と治療によってエイズ発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めるための、正しい知識の普及が必要です。

ハンセン病に関しては、「らい予防法の廃止に関する法律」の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が平成 21 年に施行され、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復のための措置等を講じてきました。

人権に関する市民意識調査によると、「感染症等に関する問題」に関心がある人の割合が24.9%、身近にある人の割合が4.4%と前回調査に比べ、それぞれ16.7ポイント、3.3ポイント増加しており、感染症等の問題についての関心が高くなっています。一方、「HIV感染者等の人権について」理解を深めたいと思う人の割合は少数になっています。

本市では、パンフレット等によるエイズの正しい予防方法やエイズに対する差別や 偏見をなくすための啓発に取り組んでいます。

今後も、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、どの人も認められ、 受け入れられて、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正 しい理解や知識の普及、啓発活動が必要です。また、医療受診についても患者、感染 者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健センター、医療機関などとの 連携を進めることが求められます。

方向性

内容	担当課	
	***課	

8 インターネット等による人権侵害

現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は広く定着しています。また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、近年その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する 表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、インターネットを利用したセクハラやパワハラ等のハラスメント、外国人、 障がい者や同和問題に関する差別的な書き込み等、大きな問題になっています。

人権に関する市民意識調査によると、「インターネット等による人権侵害に関する問題」に関心がある人の割合が54.7%、身近にある人の割合が23.7%と前回調査に比べ、それぞれ14.1ポイント、9.1ポイント増加しており、インターネット等による人権侵害の問題についての関心が高くなっています。

また、「プライバシー保護に関する問題」に関心がある人の割合が47.1%、身近にある人の割合が23.7%と前回調査に比べ、それぞれ18.5 ポイント、17.6 ポイント増加しており、プライバシー保護に関する問題についても関心が高くなっています。

インターネット等による人権侵害の問題については、特に問題があることは「情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと」の割合が44.1%と最も高く、「自分の実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること」の割合が38.7%、「SNSや出会い系サイトの存在など犯罪を誘発する場となっていること」の割合が31.6%となっています。

本市では、生駒市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いが適正に行われるとともに、市が保有する個人情報について自己情報の開示、訂正等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止に努めいます。また、個人情報に関するトラブルに対する相談事業等に取り組んでいます。

今後も、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。また、市民に対して、インターネットの利用におけるマナーやモラルを守るなどの環境づくりが課題です。

方向性

内容	担当課	
	***課	

│9 LGBTなどの性的少数者

現状と課題

同性愛等の性的指向、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない性自認を理由とする偏見・差別を受けている人は、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題が発生しています。

人権に関する市民意識調査によると、「性同一性障がい者に関する問題」に関心がある人の割合が25.3%、身近にある人の割合が6.2%と前回調査に比べ、それぞれ16.6ポイント、4.6ポイント増加しており、性同一性障がい者に関する問題についての関心が高くなっています。

また、「性的指向(異性愛、同性愛、両性愛など)に関する問題」に関心がある人の割合が23.6%、身近にある人の割合が5.3%と前回調査に比べ、それぞれ16.9ポイント、4.2ポイント増加しており、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛など)に関する問題についての関心も高くなっています。

また、「さまざまな性に関する人権について(性同一性障がい者、同性愛者など」特に理解を深めたいと思う人が9.6%と3.5ポイント増加しています。

さらに「自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある」と思うの割合が86.3%、「同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある」と思うの割合が75.2%、といずれも県平均より高くなっており、性的マイノリティ(少数者)に対する理解は進んでいる傾向にあります。

このため性的少数者に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発により偏見 や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが課題です。また、LGBT への社会的な関心が高まっており、この問題に関する正しい理解を深め、偏見や差別 をなくすことが必要です。

方向性

内容	担当課	
	***課	

┃10 さまざまな人権問題

現状と課題

多様化・複雑化する現代社会において、これまでに掲げた課題ごとの人権問題の他にも、固有の言語や伝統など独自の豊かな文化を持つアイヌの人々、刑を終えて出所した人々とその家族、ホームレスの状態にある人々などに対する人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災をはじめとする災害に伴う人権問題など、様々な人権問題が存在します。

人権に関する市民意識調査によると、「非正規雇用など雇用形態の問題」に関心のある人の割合が44.1%、「ワーキング・プアの問題」に関心のある人の割合が43.2%、「生活保護に関する問題」に関心のある人の割合が42.5%、「刑を終えて出所した人とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が29.1%、「犯罪被害者とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が34.9%、「北朝鮮当局による拉致問題」に関心のある人の割合が49.4%と前回より関心のある割合が増加しています。

また、東日本大震災や福島第 1 原子力発電所事故に関する人権問題は「避難先で差別的な言動をされること」の割合が 49.8%と最も高く、「被災地に関する風評被害があること」の割合が 48.8%、「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」の割合が 49.4%となっています。

これらの人権問題や、社会環境の変化等により新たに生じる人権問題に対して、一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発の 推進を図り、問題の解決に努めることが求められます。

方向性

内容	担当課	
	***課	



基本計画の推進

1 推進体制

(1) ******

(1) ****

2 関係機関・団体との連携

(1) *****

3 フォローアップ

(1) ******

2	1	
J	ι	J